

熊本県畜産経営体質強化支援資金の概要

1 目 的	<p>畜産・酪農は、農家戸数や飼養頭数が減少しており、畜産・酪農の生産基盤を強化が急務であり、総合的なTPP関連政策大綱に即した攻めの農林水産業への転換のため、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ることとしている。</p> <p>このため、畜産クラスター計画に基づき、地域が一体となって畜産・酪農の収益力や生産基盤の強化に取り組む、中心的な経営体や認定農業者の償還負担を軽減するため、既往負債を長期、低利資金に一括借換えて、新たな投資を円滑に行うことにより、地域畜産の復興、発展に資する</p>
2 借換対象	<p>意欲ある畜産経営体の既往負債の償還負担を軽減するため、一括借換えが必要な資金。 (但し、負債の整理、その他農業経営の改善を前提とした資金を除く)</p>
3 資金種類	<p>畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていくなど意欲ある畜産経営に対し、償還負担を軽減するため既往負債を一括借換える資金。</p>
4 貸付対象	<p>次の1から5までのすべての要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認定農業者（クラスター計画の中心的な経営体となることができない合理的な事由がある場合に限る。） (2) クラスター計画に定める中心的な経営体 2 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。 3 酪農、肉用牛又は養豚経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有しており、第5の畜産経営体質強化計画につき都道府県知事の承認を受けていること。 4 償還負担を軽減することにより、第5の畜産経営体質強化計画の達成が可能であり、かつ、体質強化支援資金の借入年度以降において、体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能であること。 5 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農事組合法人 (2) 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社 (3) 農業者等がその法人の株主であって、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。） (4) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの (5) その他都道府県知事が地方農政局長と協議して認めた法人
5 融資機関	<p>農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合</p>
6 貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸付月 年4回（5月、8月、11月、2月） ただし、国が制度を延長する場合はその期間とする。 2 貸付限度額 貸付限度額は、借換対象資金の借入残高とする。 3 償還期限及び据置期間 酪農及び肉用牛経営：25年以内（据置5年以内） 養豚経営：15年以内（据置5年以内）とする。 4 償還方法 償還方法は、元金均等とする。※償還は、年1回の貸付応当日型（貸付日翌年の前日） 5 貸付利率及び利子補給率 最新の貸付利率及び利子補給率については、県のホームページ内の「農業制度資金金利一覧表」をご確認ください。
7 原 資	<p>民間金融機関資金</p>
8 関係要項	<p>畜産特別支援資金融通事業実施要綱（独立行政法人 農畜産業振興機構） 畜産特別資金融通事業実施要領（社団法人 中央畜産会） 熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領</p>